

第101回

定時株主総会 招集ご通知



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/9357/>



日時

2024年6月26日(水曜日)
午前10時(受付開始 午前9時15分)

場所

名古屋市港区入船二丁目4番6号
当社2階会議室

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対する弔慰金贈呈の件

<株主提案>

- 第5号議案 定款一部変更の件

 **名港海運株式会社**

名証メイン 証券コード：9357

株主の皆様へ



株主の皆様には、平素より当社グループの経営に格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第101回定時株主総会を2024年6月26日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

2024年2月9日に適時開示しましたとおり、当社株式の投資魅力を高め、今後もより多くの株主様に中長期に保有していただくことを目的として、株主優待制度の新設を決定いたしました。対象の株主様には2024年6月に「株主優待のご案内」を郵送しており、名古屋港または愛知県に關係する商品を多く選定しておりますので、お好みの商品をお選びください。

今後とも株主の皆様のご期待に応えるべく、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めるとともに、サービスの向上および施設の有効的活用により、営業収益を確保拡大し、業績の向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの経営につきまして、より一層のご理解ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2024年6月
代表取締役社長 社長執行役員
高橋 広

証券コード9357

2024年6月6日

(電子提供措置の開始日 2024年6月4日)

株 主 各 位

名古屋市港区入船二丁目4番6号

名港海運株式会社代表取締役社長 高橋 広
社長執行役員

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.meiko-trans.co.jp/ir/ir03.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

名古屋証券取引所ウェブサイト <https://www.nse.or.jp/listing/search/>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「適時開示情報」 「株主総会招集通知/株主総会資料」 を順に選択のうえ、ご覧ください。

当日ご出席されない場合は、インターネットまたは同封の議決権行使書によって議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、4～5頁のご案内に従って、2024年6月25日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2024年6月26日（水曜日）午前10時（午前9時15分受付開始）
2. 場 所	名古屋市港区入船二丁目4番6号 当社2階会議室
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <p>(1) 第101期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>(2) 第101期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項</p> <p><会社提案></p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 取締役4名選任の件</p> <p>第3号議案 監査役1名選任の件</p> <p>第4号議案 退任取締役に対する弔慰金贈呈の件</p> <p><株主提案></p> <p>第5号議案 定款一部変更の件</p>

以 上

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。



パソコン・スマートフォン・タブレット端末
からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/9357/>



議決権行使 についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前にご行使いただく場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後6時到着分まで

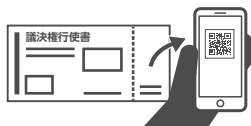


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細は次ページをご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後6時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細は次ページをご覧ください。

当日ご出席される場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2024年6月26日(水曜日)
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

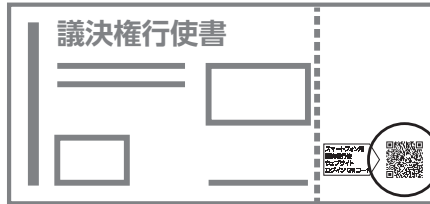
議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

●「スマート行使」によるご行使●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

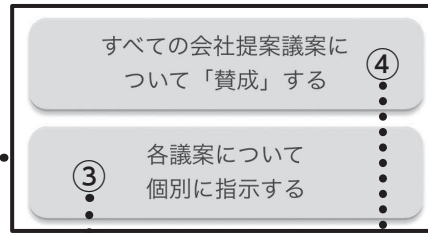
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



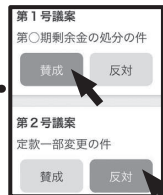
※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く

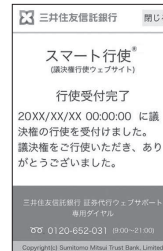
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



③各議案について個別に指示する



④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行済する」ボタンを押して行使完了!

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

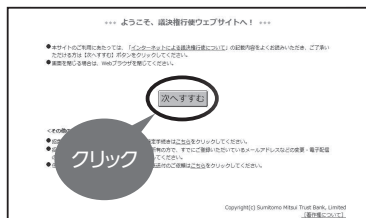


一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

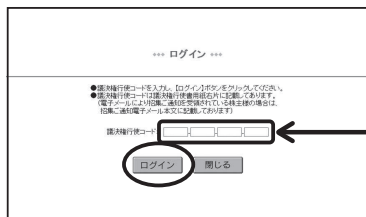
● パソコン等によるご行使 ●

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



② ログインする

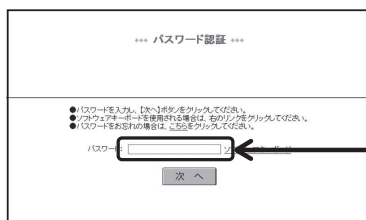


議決権行使コード



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

③ パスワードを入力する



パスワード



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。
- ※ 「すべての会社提案議案について【賛成】する」を選択すると、会社提案議案には賛成、株主提案議案には反対が入力されます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案）>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元が経営上の重要課題の一つと認識しており、将来の事業展開や設備投資、大規模災害への備えとして内部留保の充実を図りつつ、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績などを勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 20円

総額 597,222,080円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、年間配当金は、中間配当金18円と合わせまして、前期に比べ4円増配の1株につき38円となります。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	ふじもりとしお 藤森利雄	代表取締役副会長 再任
2	たかはしひろし 高橋 広	代表取締役社長 社長執行役員 再任
3	かあるべじゅん 加留部 淳	社外取締役 再任 社外 独立
4	おぐらただし 小倉 忠	社外取締役 再任 社外 独立

1

ふじ もり とし お
藤 森 利 雄

(1948年6月15日生)

再 任

所有する当社
株式の数

60,492株

取締役会への
出席状況

9/9回

■ 略歴、地位および担当

1971年4月 当社 入社
 2002年10月 当社 業務部長兼業務企画室長
 2003年6月 当社 取締役業務部長兼業務企画室長
 2007年4月 当社 常務取締役
 2011年6月 当社 専務取締役
 2013年4月 当社 代表取締役社長
 2019年6月 当社 代表取締役副会長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり海外子会社の経営および管理に携わり、2013年からは当社の代表取締役社長、2019年以降は代表取締役副会長として当社グループの経営を担っております。国内外の物流事業および経営全般に関し豊富な知見と経験を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

2

たか はし ひろし
高 橋 広

(1971年8月15日生)

再 任

所有する当社
株式の数

346,678株

取締役会への
出席状況

9/9回

■ 略歴、地位および担当

1998年12月 当社 入社
 2007年4月 当社 業務部業務企画室長
 2009年6月 当社 取締役業務部長
 2014年4月 当社 常務取締役
 2017年4月 当社 専務取締役
 2019年6月 当社 代表取締役社長
 2023年6月 当社 代表取締役社長
 社長執行役員（現任）

■ 重要な兼職の状況

名港海運興産(株) 代表取締役社長 社長執行役員

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、経営企画部門および輸入部門、輸出部門など幅広く当社事業に携わり、2019年からは代表取締役社長を務めております。物流事業および経営全般に関し豊富な知識と経験を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

3

か る べ
加 留 部

(1953年7月1日生)

じゅん
淳

再 任
社 外
独 立

所有する当社
株式の数

0 株

取締役会への
出席状況

9/9 回

略歴、地位および担当

2008年6月 豊田通商(株) 常務執行役員
2011年6月 同社 代表取締役社長
2018年4月 同社 代表取締役会長
2019年6月 三洋化成工業(株) 社外監査役 (現任)
2019年6月 当社 社外取締役 (現任)
2020年6月 豊田通商(株) 取締役会長
2020年6月 KDDI(株) 社外監査役 (現任)
(2024年6月退任予定)

重要な兼職の状況

三洋化成工業(株) 社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

同氏は、長年にわたり豊田通商株式会社の経営に携わり、また他社の社外監査役の経験の有しております。企業経営に関する豊富な経験や識見をいかし、取締役会において当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から助言等をいただくことで、経営の監督機能の強化に寄与いただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

4

お ぐら
小 倉

(1951年1月7日生)

ただし
忠

再 任
社 外
独 立

所有する当社
株式の数

0 株

取締役会への
出席状況

9/9 回

略歴、地位および担当

2011年6月 (株)ノリタケカンパニーリミテド
取締役副社長
2013年6月 同社 代表取締役社長
2018年6月 同社 代表取締役会長
2021年6月 当社 社外取締役 (現任)
2023年6月 リンナイ(株) 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

リンナイ(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

同氏は、長年にわたり株式会社ノリタケカンパニーリミテドの経営に携わり、また他社の社外取締役の経験を有しております。企業経営に関する豊富な経験や識見をいかし、取締役会において当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から助言等をいただくことで、経営の監督機能の強化に寄与いただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 加留部淳、小倉忠の両氏は、社外取締役候補者であります。当社は、加留部淳、小倉忠の両氏を名古屋証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり両氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 - (2) 当社は、加留部淳、小倉忠の両氏との間において、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、原案どおり両氏が再任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。
 - (3) 加留部淳氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、5年であります。
 - (4) 小倉忠氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、3年であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 宮崎一彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

みや	ざき	かず	ひこ	再任 社外 独立	所有する当社 株式の数	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況
宮	崎	一	彦		5,000 株	9/9 回	10/10 回
(1959年7月3日生)							

■ 略歴および地位

- 2010年5月 三協(株) 常務取締役
- 2011年5月 同社 代表取締役社長(現任)
- 2012年6月 当社 社外監査役(現任)

■ 重要な兼職の状況

三協(株) 代表取締役社長

■ 社外監査役候補者とした理由

同氏は、三協株式会社代表取締役社長を務めており、その経験や見識から企業経営の健全性を確保し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため業務執行等の適法性について監査いただけることが期待できるとともに、当社と関係の深い港湾物流業界に関する知識と企業活動に関する豊富な見識を有していることから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宮崎一彦氏は、社外監査役候補者であります。当社は、同氏を名古屋証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり同氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 当社は、宮崎一彦氏との間において、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、原案どおり、同氏が再任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。
4. 宮崎一彦氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって、12年であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認が得られた場合における取締役・監査役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

		専門性と知識・経験					属性
		企業経営	業界経験	グローバル	財務会計	法務リスク管理	
取締役	藤森 利雄	○	○	○			—
	高橋 広	○	○		○		—
	加留部 淳	○		○		○	社外 独立
	小倉 忠	○		○		○	社外 独立
監査役	秋田 高一				○	○	—
	大杉 誠	○		○		○	社外 独立
	宮崎 一彦	○	○	○		○	社外 独立
	徳岡 重信	○			○	○	社外 独立

※上記表は取締役および監査役において、特に強みを有するスキルを示しております。

第4号議案 退任取締役に対する弔慰金贈呈の件

2023年10月25日に逝去されました故代表取締役会長高橋治朗氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で弔慰金を贈呈し、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等については取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役に対する弔慰金は、取締役会によって定められた規程に沿うものであり、その内容は相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
たか はし じ ろう 高橋治朗	1974年 5月 当社 取締役 1977年 6月 当社 常務取締役 1980年 6月 当社 専務取締役 1985年 6月 名古屋船舶(株) 取締役副社長 1988年 7月 当社 専務取締役 1989年 6月 当社 取締役副社長 1993年 6月 当社 代表取締役副社長 1995年 6月 当社 代表取締役社長 2001年 6月 当社 代表取締役会長 2023年10月 逝去

<株主提案（第5号議案）>

第5号議案は、株主様（1名）からの提案によるものです。当社取締役会としましては、本議案に**反対**しております。

なお、議案の要領および提案の理由は、提案株主様から提出されたものを原文のまま記載しています。

株主提案

第5号議案 定款一部変更の件

定款に以下を追加する。

（独立取締役）

独立取締役として証券取引所に届け出る当会社の取締役は当会社株式を政策保有している法人あるいは当会社がその発行株式を政策保有している法人、のいずれの役職員（過去5年間に役職員であったものを含む）でないものとする。

（持合株式の保有・被保有の禁止）

当会社は他の法人が発行する株式を政策株式として保有せず、取引先等に当会社株式の政策保有を形式の如何にかかわらず一切要請しないものとする。

提案の理由

当会社株式を政策保有している法人または、当会社がその発行株式を政策保有している法人の役員等には「一般株主と利益相反が生じるおそれのなく一般株主を保護する」という独立役員の本来的役割を期待できないため

また、株式の持合いはコーポレートガバナンス、資本効率の観点から問題があるため

以上

<当社取締役会の意見>

反 対 取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(独立社外取締役の資格について)

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の充実が経営上の重要課題の一つと認識しており、本年2月9日に開示しました「指名・報酬諮問委員会の設置に関するお知らせ」のとおり、独立社外取締役をその構成員の過半数とする指名・報酬諮問委員会を設置して、独立社外取締役を含む取締役等の指名および報酬等に関する方針および手続きの公平性・独立性・客観性を強化しております。

本株主提案は、当社が株式を政策保有する法人または当社株式を政策保有する法人の役員等は「一般株主と利益相反が生じるおそれのなく一般株主を保護するという独立役員の本来的目的を期待できない」としていますが、取締役会としては、本株主提案のように独立社外取締役の資格について一律の規定を定款に設けることは、多様な専門性と知識・経験を有する取締役を擁する最適な取締役の構成を検討するうえで柔軟性を損なう可能性があると考えております。

上記の点から、当社は、取締役候補者は、指名・報酬諮問委員会の報告又は答申に基づいて取締役会で検討および決定する方法が適切であり、本株主提案の内容を会社の根本原則である定款に規定することは不適當であると考えております。

(政策保有株式について)

当社は、取引先との業務提携や関係維持・強化を図る目的で、取引先の株式を取得し保有することがあります。これら政策保有株式については、取締役会において保有の必要性、保有に伴う便益およびリスクが資本コストに見合っているか等を毎事業年度検証し、保有意義が希薄化したと判断した株式については縮減を進めております。その結果、2023年3月期に4銘柄、2024年3月期に6銘柄の政策保有株式の一部または全部を売却しております。

取締役会としては、政策保有株式については、本株主提案のように保有および被保有を一律に定款で規定するのは適切ではなく、取締役会において総合的に検討すべき事項であり、本株主提案の内容を会社の根本原則である定款に規定することは不適當であると考えております。

以上の理由により、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

以上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の生産活動やインバウンドによる国内需要の持ち直しの動きが続いているものの、資源価格高騰に伴う物価上昇や地政学的リスク等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のなかで、当社グループが営業の基盤を置く名古屋港の港湾貨物は、輸出は自動車や自動車部品等が増加しました。輸入は原油等が増加しましたが、液化天然ガス等は減少しました。

当社グループといたしましては、輸出貨物は、自動車や自動車部品等の取扱いが増加しました。輸入貨物は、小麦や油脂原料等の取扱いが減少しました。

これらの結果、当連結会計年度の当社グループの業績は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	当連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	増減	
			金額	増減率
売上高	84,101	77,698	△6,402	△7.6%
営業利益	6,247	5,265	△981	△15.7%
経常利益	6,959	6,536	△423	△6.1%
親会社株主に帰属する当期純利益	4,641	4,541	△99	△2.1%

セグメント別の売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	当連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	増減	
			金額	増減率
港湾運送部門	50,916	46,094	△4,822	△9.5%
倉庫保管部門	11,228	10,628	△599	△5.3%
陸上運送部門	12,610	12,538	△72	△0.6%
航空貨物運送部門	3,812	2,681	△1,130	△29.7%
その他の部門	3,814	4,056	242	6.4%
① 港湾運送およびその関連	82,381	75,999	△6,382	△7.7%
② 賃貸	1,719	1,699	△20	△1.2%

① 港湾運送およびその関連

(港湾運送部門)

船内作業が増加となりましたが、海上運賃の下落および海外での取扱いが減少したことにより、減収となりました。

(倉庫保管部門)

国内保管貨物の取扱いが減少したことにより、減収となりました。

(陸上運送部門)

国内外ともに取扱いは前年並みとなりました。

(航空貨物運送部門)

上期は航空需要の低迷により取扱いが低調に推移し、下期にかけて回復がみられたものの、通期では減収となりました。

(その他の部門)

梱包作業等の増加により、増収となりました。

② 賃貸

倉庫賃貸面積の減少により、減収となりました。

(2) 資金調達状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の総額は20億50百万円で、主なものは次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
・名海運輸作業(株)
弥富輸送センター（愛知県弥富市）輸送センターの新設
- ② 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、個人消費やインバウンド需要の持ち直しを背景に、景気は緩やかな回復傾向にあるものの、資源価格高騰に伴う物価上昇や地政学的リスク等により、依然として先行き不透明な状況が継続するものと思われまます。

当業界においては、原材料不足の解消による生産回復や物流正常化により、荷動きの回復が期待されるものの、欧州・中国を中心に景気減速が懸念されており、また、資源価格高騰および物流業界における2024年問題等による人手不足への対応が喫緊の課題となっております。

当社グループといたしましては、取扱貨物量の確保とともに、多様化・複雑化する顧客ニーズに対応するため、国内外において、物流施設および輸送用機器、荷役機器の拡充を進めてまいりました。また、労働人口減少社会の中でも、企業として持続的成長をはかるため、職場環境の整備、人材育成研修の強化、ICTを活用した省人化・省力化等に取り組んでまいります。これら施設の有効活用および施策により、営業収益を確保拡大し、業績の向上に全力を尽くす所存であります。

また当社は、コーポレート・ガバナンス体制の充実が経営上の重要課題の一つと認識しており、本年2月9日に開示しました「指名・報酬諮問委員会の設置に関するお知らせ」のとおり、指名・報酬諮問委員会を設置して取締役等の指名および報酬等に関する方針および手続きの公平性・独立性・客観性を強化しております。引き続き、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図り、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めてまいります。

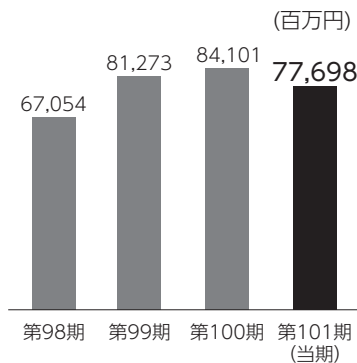
株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

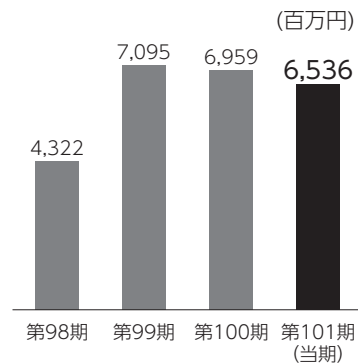
区 分	第98期 (2020年度)	第99期 (2021年度)	第100期 (2022年度)	第101期 (当連結会計年度) (2023年度)
売上高	67,054百万円	81,273百万円	84,101百万円	77,698百万円
経常利益	4,322百万円	7,095百万円	6,959百万円	6,536百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	4,318百万円	4,624百万円	4,641百万円	4,541百万円
1株当たり当期純利益	円 銭 144 90	円 銭 155 16	円 銭 155 72	円 銭 152 15
総資産	122,914百万円	131,928百万円	138,975百万円	151,026百万円
純資産	97,488百万円	102,721百万円	108,935百万円	121,792百万円

(注) 2023年度の状況につきましては、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

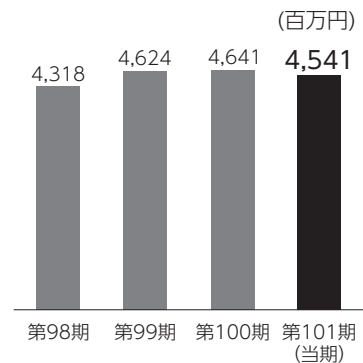
●売上高



●経常利益



●親会社株主に帰属する当期純利益



(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ナゴヤ SHIPPING 株式会社	60百万円	* 76.1%	貨物運送取扱業
名古屋船舶株式会社	30百万円	56.2%	海運代理店業
セントラル SHIPPING 株式会社	16百万円	* 100.0%	海運代理店業
名海運輸作業株式会社	80百万円	* 94.6%	港湾運送業
名港陸運株式会社	20百万円	* 100.0%	貨物自動車運送業
大源海運株式会社	30百万円	* 78.7%	港湾運送業
MEIKO AMERICA, INC.	10,000千USD	* 100.0%	貨物運送取扱業
MEIKO EUROPE N.V.	1,240千EUR	* 100.0%	貨物運送取扱業

(注) *印は間接所有を含めた場合の議決権比率であります。

(7) 主要な事業内容

- ① 港湾運送およびその関連
 - ・港湾運送部門
 - ・倉庫保管部門
 - ・陸上運送部門
 - ・航空貨物運送部門
 - ・その他の部門
- ② 賃貸

(8) 主要な営業所

- ① 当社の主要な事業所

本社	名古屋市港区入船二丁目4番6号
支店	東京支店（東京都千代田区）、四日市支店（三重県四日市市） 大阪支店（大阪市中央区）、九州支店（福岡市東区）
営業所	札幌営業所（札幌市中央区）、仙台営業所（仙台市宮城野区） 成田空港営業所（千葉県成田市）、北陸営業所（石川県金沢市） 浜松営業所（浜松市中央区）、中部国際空港営業所（愛知県常滑市） 神戸営業所（神戸市中央区）、門司営業所（北九州市門司区） 福岡空港営業所（福岡市博多区）、熊本営業所（熊本県菊池郡大津町）
海外	ホーチミン駐在員事務所（ベトナム）

② 子会社の主要な事業所

国内	ナゴヤ SHIPPING 株式会社	名古屋市港区
	名古屋船舶株式会社	名古屋市港区
	セントラル SHIPPING 株式会社	名古屋市港区
	名海運輸作業株式会社	名古屋市港区
	名港陸運株式会社	愛知県知多市
	大源海運株式会社	愛知県弥富市
海外	MEIKO AMERICA, INC.	ロサンゼルス、ペリス、シアトル、シカゴ、ニューヨーク、ヒューストン、オハイオ、サウスカロライナ、アトランタ
	MEIKO TRANS DE MEXICO, S. DE R.L. DE C.V.	イラプアト
	MEIKO EUROPE N.V.	アントワープ、デュッセルドルフ、ハンブルグ
	MEIKO TRANS POLSKA SP. Z O.O.	グリビツェ
	MEIKO TRANS (THAILAND) CO.,LTD.	バンコク、レムチャバン
	MEIKO ASIA CO.,LTD.	スワンナプーム
	MEIKO TRANS (VIETNAM) CO.,LTD.	ハノイ
	MEIKO LOGISTICS (INDIA) PVT.LTD.	チェンナイ、グルガオン
	名港海運（香港）有限公司	香港
上海名港国際貨運有限公司	上海、広州、蘇州	

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減
港湾運送およびその関連	1,813名	34名増
賃 貸	3名	—
全 社 (共 通)	76名	—
合 計	1,892名	34名増

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 33,006,204株 (自己株式3,145,100株を含む。)
 (3) 株主数 1,876名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	1,574 千株	5.27 %
株式会社商船三井	1,483 千株	4.96 %
株式会社名古屋銀行	1,457 千株	4.87 %
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	1,281 千株	4.29 %
日本碍子株式会社	1,037 千株	3.47 %
株式会社ノリタケカンパニーリミテド	959 千株	3.21 %
株式会社愛知銀行	931 千株	3.12 %
名港海運従業員持株会	917 千株	3.07 %
三井住友海上火災保険株式会社	831 千株	2.78 %
大成建設株式会社	810 千株	2.71 %

- (注) 1. 当社は自己株式3,145,100株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	17,270 株	3 名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告27頁「4. 会社役員に関する事項 (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載しております。
 2. 上記のほか、当社の執行役員13名に対して24,855株、当社子会社の取締役 (非常勤取締役を除く) 2名に対して4,824株、当社子会社の執行役員7名に対して10,430株を交付しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

特記すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役副会長	藤森 利雄	
代表取締役社長	高橋 広	当社 社長執行役員 名港海運興産(株) 代表取締役社長 社長執行役員
社外取締役	加留部 淳	三洋化成工業(株) 社外監査役 KDDI(株) 社外監査役
社外取締役	小倉 忠	リンナイ(株) 社外取締役
常勤監査役	秋田 高一	
社外監査役	大杉 誠	中部資材(株) 代表取締役会長
社外監査役	宮崎 一彦	三協(株) 代表取締役社長
社外監査役	徳岡 重信	(株)中京銀行 代表取締役会長

- (注) 1. 加留部淳、小倉忠の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 大杉誠、宮崎一彦、徳岡重信の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役の秋田高一氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外監査役の徳岡重信氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は社外取締役の加留部淳、小倉忠の両氏と、社外監査役の大杉誠、宮崎一彦、徳岡重信の各氏を名古屋証券取引所の規則に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 2023年6月29日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって、取締役の蟹井修、野々部洋史、平松保長、掛橋英一郎、大山信二、山口淳、三谷正芳、横井勇、水谷吉成、稲垣貴士、林秀樹、黒田充弘、鈴木聡の各氏は任期満了により退任いたしました。
7. 2023年6月29日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって、社外監査役の深町正和氏は任期満了により退任いたしました。
8. 2023年6月29日開催の第100回定時株主総会において、徳岡重信氏は社外監査役に新たに選任され就任いたしました。
9. 代表取締役会長高橋治朗氏は2023年10月25日をもって、逝去により退任いたしました。なお、退任時の重要な兼職の状況は株式会社御園座社外監査役および名郵不動産株式会社代表取締役社長であります。

(ご参考)

2024年3月31日現在の執行役員体制は、次のとおりであります。

会社における地位	氏名	管掌および担当
* 社長執行役員	高橋 広	
専務執行役員	蟹井 修	営業第1部、国内営業部、南部営業部 管掌
専務執行役員	野々部 洋史	東京支店、四日市支店、大阪支店、九州支店 管掌
専務執行役員	平松 保長	港湾物流部 管掌
常務執行役員	大山 信二	経理部、情報システム部 管掌
常務執行役員	山口 淳	営業第2部、営業第3部、物流センター統括部 管掌
常務執行役員	三谷 正芳	総務部、人事部、業務部、通関部 管掌
常務執行役員	横井 勇	国際部、国際複合輸送部、航空貨物部 管掌
執行役員	水谷 吉成	航空貨物部長
執行役員	稲垣 貴士	四日市支店長
執行役員	林 秀樹	港湾物流部長
執行役員	黒田 充弘	総務部長
執行役員	鈴木 聡	情報システム部長
執行役員	丸山 典之	営業第2部長

(注) *印は取締役を兼務しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、両社外取締役および各監査役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および子会社の取締役および監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額会社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬については、当社の企業価値向上に資することを原則としつつ、経営環境および従業員に対する処遇との整合性等を考慮して適切な水準を定め、各取締役の役職および職務内容、営業利益等の業績、常勤・非常勤の別等を考慮して決定しております。

取締役の報酬額は株主総会の決議に基づき、取締役会によって定められた規則に従って算定され、最終的には取締役会の授権を受けた代表取締役が、各取締役の役職および職務内容、貢献度等に応じて決定しております。

また、当該決定方針は、取締役会において決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2014年6月27日開催の第91回定時株主総会において年額6億50百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は22名（うち社外取締役は2名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2023年6月29日開催の第100回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式報酬の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額50百万円以内、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数の上限は80,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。

監査役の金銭報酬の額は、2011年6月29日開催の第88回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長 高橋治朗、代表取締役副会長 藤森利雄、代表取締役社長 高橋広が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

代表取締役に委任する権限の内容は、取締役の職務内容、貢献度等の算定・評価であります。

これらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を考慮しつつ、各取締役の職務内容、貢献度等を算定・評価するのは代表取締役が最も適していると判断したためであります。

当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬等	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	299 (13)	283 (13)	—	16 (—)	18 (2)
監査役 (うち社外監査役)	36 (15)	36 (15)	—	—	5 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。
2. 上記の取締役および監査役の員数には、2023年6月29日開催の第100回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役13名および監査役1名ならびに2023年10月25日に逝去により退任した取締役1名を含んでおります。
3. 上記の非金銭報酬等の内訳は譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度における費用計上額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

役員区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	加留部 淳	三洋化成工業株式会社	社外監査役	当社はKDDI株式会社との間に商取引がありますが、三洋化成工業株式会社との間には商取引はありません。
		KDDI株式会社	社外監査役	
社外取締役	小倉 忠	リンナイ株式会社	社外取締役	当社はリンナイ株式会社との間に商取引があります。
社外監査役	大杉 誠	中部資材株式会社	代表取締役会長	当社は中部資材株式会社との間に商取引があります。
社外監査役	宮崎 一彦	三協株式会社	代表取締役社長	当社は三協株式会社との間に商取引があります。
社外監査役	徳岡 重信	株式会社中京銀行	代表取締役会長	当社は株式会社中京銀行との間に商取引があります。

② 当事業年度における主な活動状況

役員区分	氏名	出席状況	主な活動状況
社外取締役	加留部 淳	取締役会 指名・報酬諮問委員会 9 / 9回 1 / 1回	長年にわたる会社経営の豊富な経験と見識を有しており、取締役会において適宜発言を行うほか、経営全般に対する確かな提言をいただいております。 また、取締役等の指名および報酬等に関する方針および手続きの公平性・独立性・客観性を強化することを目的として設置している指名・報酬諮問委員会の委員を務めていただいております。
社外取締役	小倉 忠	取締役会 指名・報酬諮問委員会 9 / 9回 1 / 1回	長年にわたる会社経営の豊富な経験と見識を有しており、取締役会において適宜発言を行うほか、経営全般に対する確かな提言をいただいております。 また、取締役等の指名および報酬等に関する方針および手続きの公平性・独立性・客観性を強化することを目的として設置している指名・報酬諮問委員会の委員を務めていただいております。

役員区分	氏名	出席状況	主な活動状況
社外監査役	大杉 誠	取締役会 監査役会 9/9回 10/10回	長年にわたる会社経営の豊富な経験と見識を有しており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言をいただいております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	宮崎 一彦	取締役会 監査役会 9/9回 10/10回	長年にわたる会社経営の豊富な経験と見識を有しており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言をいただいております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	徳岡 重信	取締役会 監査役会 6/6回 7/7回	会計もしくは税務的な見地から、公正な意見の表明を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言をいただいております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 徳岡重信氏は2023年6月29日（第100回定時株主総会開催日）に就任したため、出席対象となる取締役会および監査役会の回数が異なっております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	33,800 千円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,800 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額で記載しております。

2. 上記のほか、当社及び当社の連結子会社は、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人と同一のネットワークに属しているKPMGのメンバーファームに対して、監査証明に基づく報酬6,415千円及び非監査業務に基づく報酬2,985千円を支払っております。
当社における非監査業務の内容は、税務アドバイザーであり、連結子会社における非監査業務の内容は、法務アドバイザー及び税務アドバイザーであります。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において解任の旨およびその理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの役員および従業員（以下、「社員等」という）に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程およびコンプライアンス・マニュアル遵守のもとに、社員等が法令・定款などに違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度の充実を図っております。
- ② 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を整えております。
- ③ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、全従業員に対して必要に応じ適時研修などを実施し、それらを通じて、企業倫理ヘルプライン運営規程および企業ヘルプライン相談窓口のさらなる周知徹底を図っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、法令および当社社内規程に従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程などの見直しなどを行います。
- ② 職務執行情報をデータベース化し、当該各文書などの存否および保存状況を検索可能とする体制を構築しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の基礎として、BCPマニュアルおよびリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築しております。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、内部統制室長を委員長とする調査委員会および顧問弁護士などを含むアドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を構築しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の業務執行については、取締役会規則により定められている事項およびその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守しております。
- ② 日常の職務執行に際しては、職務権限、業務分担を明確にし、権限の委譲が行われ、職務の執行の効率化を図っております。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループにおける業務の適正を確保するために関係会社管理規程を定め、これに基づき、重要な意思決定においては当社の事前の承認または報告を行うとともに、各子会社は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するなど、適切な子会社管理を行っております。
- ② 子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運用に資するため、グループ経営会議を開催し、審議しております。
- ③ 監査役は、業務および財産状況の調査において、必要に応じて子会社からの報告を求めるとともに子会社に赴き調査を行っております。
- ④ 内部統制室は、定期的に子会社の内部監査を実施し、当社グループにおける業務の適正の確保に努めております。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員の配置を求めたときは、会社は従業員から監査役補助者を任命するものとします。当該従業員の評価は監査役が行い、その他の人事に関する事項は監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は取締役会、グループ経営会議に出席し、取締役の業務執行状況の報告を受けております。
- ② 会計監査、業務監査などの内部監査結果は内部統制室から速やかに監査役に報告する体制を構築しております。
- ③ 取締役および従業員は監査役の要請に応じて必要な情報提供を行っております。

- ④ 監査役が必要と判断した時は、いつでも当社グループの取締役および従業員等に対して報告を求めることができます。
- ⑤ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を構築しております。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用または債務を負担するものとします。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の職務を補助する部署の設置に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めます。
- ② 監査役会は、代表取締役、内部統制室、監査法人とそれぞれ必要に応じて意見交換会を開催しております。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社とグループ各社は、金融商品取引法およびその他の法令の定めに従い、内部統制の基本計画を定め、整備および運用状況を定期的・継続的に評価する体制を構築しております。

(11) 反社会的勢力を排除するための体制

- ① 当社グループはコンプライアンス・マニュアルの中で、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力、団体等とは、一切の関係を断固拒否することを定めており、社員等への周知徹底を図っております。
- ② 当社総務部を対応統括部署とし、警察およびその関連団体と常に連帯して不当請求事例等の情報を共有し、反社会的勢力の関与の防止を図っております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ・ 取締役会およびグループ経営会議において、継続的に経営上のリスクの対応策について検討いたしました。
- ・ 取締役会およびグループ経営会議の指揮の下、社内横断的に全社的なリスクの識別および評価を実施しております。また、法改正等による諸規程の整備や社内の業務の見直しを必要に応じて行い、内部統制システムの実効性の向上に努めました。
- ・ 内部通報制度に基づき、公益通報に適切に対応、運用できる体制を整備しております。
- ・ 物流事業において、安全作業の提供が顧客への最大の責務と捉え、定期的に安全作業委員会を開催し、様々なリスクの低減および予防策を講じております。また、通関および保税管理においては、法令順守への理解を深め、継続的な教育及び研修を行い、適正な業務の遂行に寄与する取組に努め、コンプライアンス・プログラムに基づいた監査を実施いたしました。
- ・ 監査役は、社内の重要会議に出席するほか、内部統制室および会計監査人等と定期的に会合を持ち、情報交換等を図っており、業務の執行や法令・社内規程の遵守状況等、リスクを監視できる体制を整備しております。

8. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元が経営上の重要課題の一つと認識しており、将来の事業展開や設備投資、大規模災害への備えとして内部留保の充実を図りつつ、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

2024年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流動資産	44,183,859	流動負債	11,661,273
現金及び預金	26,910,390	買掛金	4,933,244
受取手形	24,710	1年内返済予定の長期借入金	554,756
電子記録債権	658,656	リース債務	419,356
売掛金	12,937,550	未払法人税等	927,556
未収還付法人税等	70,595	賞与引当金	1,645,257
その他の流動資産	3,619,305	その他の流動負債	3,181,103
貸倒引当金	△37,350	固定負債	17,573,524
固定資産	106,843,100	長期借入金	5,050,712
有形固定資産	70,509,664	リース債務	702,618
建物及び構築物	36,250,648	繰延税金負債	4,532,197
機械装置及び運搬具	4,184,301	退職給付に係る負債	4,208,358
土地	28,223,769	役員退職慰労引当金	4,211
リース資産	460,914	資産除去債務	2,067,410
使用权資産	607,313	未払役員退職慰労金	26,225
建設仮勘定	17,282	その他の固定負債	981,790
その他の有形固定資産	765,435	負債合計	29,234,797
無形固定資産	575,601	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	105,156	株主資本	99,188,696
ソフトウェア仮勘定	422,927	資本金	2,350,704
リース資産	14,253	資本剰余金	1,597,043
その他の無形固定資産	33,263	利益剰余金	97,469,563
投資その他の資産	35,757,834	自己株式	△2,228,615
投資有価証券	31,578,924	その他の包括利益累計額	17,615,845
長期貸付金	555,230	その他有価証券評価差額金	14,805,154
繰延税金資産	573,507	為替換算調整勘定	2,548,949
退職給付に係る資産	1,510,111	退職給付に係る調整累計額	261,741
その他の投資その他の資産	1,734,943	非支配株主持分	4,987,619
貸倒引当金	△194,882	純資産合計	121,792,162
資産合計	151,026,960	負債及び純資産合計	151,026,960

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

科 目	金	額
売上高		千円 77,698,419
売上原価		62,017,173
売上総利益		15,681,245
販売費及び一般管理費		10,415,527
営業利益		5,265,717
営業外収益		
受取利息	256,536	
受取配当金	835,508	
持分法投資利益	177,631	
雑収入	169,668	1,439,346
営業外費用		
支払利息	28,851	
為替差損	125,700	
雑損失	14,467	169,019
経常利益		6,536,044
特別利益		
投資有価証券売却益	119,007	
固定資産売却益	84,743	203,751
特別損失		
減損損失	133,012	133,012
税金等調整前当期純利益		6,606,783
法人税、住民税及び事業税	1,808,768	
法人税等調整額	△11,302	1,797,465
当期純利益		4,809,318
非支配株主に帰属する当期純利益		267,719
親会社株主に帰属する当期純利益		4,541,598

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

2023年4月1日から
2024年3月31日まで
(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,350,704	1,597,043	93,626,812	△2,304,891	95,269,669
当期変動額					
剰余金の配当			△1,044,270		△1,044,270
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,541,598		4,541,598
自己株式の取得				△308	△308
自己株式の処分				76,584	76,584
連結範囲の変動			345,423		345,423
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	3,842,751	76,276	3,919,027
当期末残高	2,350,704	1,597,043	97,469,563	△2,228,615	99,188,696

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	8,346,825	832,574	91,000	9,270,399	4,395,041	108,935,110
当期変動額						
剰余金の配当						△1,044,270
親会社株主に帰属する 当期純利益						4,541,598
自己株式の取得						△308
自己株式の処分						76,584
連結範囲の変動						345,423
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	6,458,329	1,716,375	170,741	8,345,445	592,578	8,938,024
当期変動額合計	6,458,329	1,716,375	170,741	8,345,445	592,578	12,857,052
当期末残高	14,805,154	2,548,949	261,741	17,615,845	4,987,619	121,792,162

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

2024年3月31日現在

科 目 (資 産 の 部)	金 額 千円	科 目 (負 債 の 部)	金 額 千円
流動資産	20,554,048	流動負債	8,905,001
現金及び預金	7,911,701	買掛金	5,079,328
受取手形	24,710	1年内返済予定の長期借入金	5,000
電子記録債権	622,210	リース債務	140,392
売掛金	9,903,464	未払金	1,120,583
前払費用	72,344	未払費用	314,185
未収収益	128,585	未払法人税等	771,623
短期貸付金	33,000	未払事業所税	29,419
立替金	1,815,994	未払消費税等	38,455
その他の流動資産	58,110	預り金	170,300
貸倒引当金	△16,074	賞与引当金	1,058,924
固定資産	80,318,433	その他の流動負債	176,788
有形固定資産	45,859,395	固定負債	9,456,800
建物	22,039,760	リース債務	346,576
構築物	996,144	繰延税金負債	3,727,551
機械装置	2,523,072	退職給付引当金	2,616,021
車輛運搬具	737,361	未払役員退職慰労金	15,925
船舶	0	資産除去債務	2,047,586
工具器具備品	421,175	その他の固定負債	703,140
土地	18,700,863		
リース資産	441,016	負債合計	18,361,802
無形固定資産	516,795	(純資産の部)	
ソフトウェア	70,606	株主資本	69,178,109
ソフトウェア仮勘定	422,927	資本金	2,350,704
リース資産	1,883	資本剰余金	1,278,373
その他の無形固定資産	21,377	資本準備金	1,273,431
投資その他の資産	33,942,243	その他資本剰余金	4,942
投資有価証券	23,846,627	利益剰余金	67,888,443
関係会社株式	6,097,520	利益準備金	587,676
出資金	9,000	その他利益剰余金	67,300,767
関係会社出資金	57,140	土地圧縮積立金	386,777
長期貸付金	1,403,550	建物圧縮積立金	27,989
差入保証金	1,156,651	別途積立金	50,000,000
長期前払費用	22,621	繰越利益剰余金	16,886,000
前払年金費用	1,118,007	自己株式	△2,339,413
その他の投資その他の資産	268,035	評価・換算差額等	13,332,570
貸倒引当金	△36,911	その他有価証券評価差額金	13,332,570
資産合計	100,872,481	純資産合計	82,510,679
		負債及び純資産合計	100,872,481

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

科 目	金 額	額
売上高		千円 60,003,179
売上原価		49,800,564
売上総利益		10,202,615
販売費及び一般管理費		7,339,522
営業利益		2,863,093
営業外収益		
受取利息	6,947	
受取配当金	769,014	
雑収入	140,781	916,744
営業外費用		
支払利息	3,248	
譲渡制限付株式報酬償却損	6,753	
為替差損	4,299	
雑損失	1,074	15,376
経常利益		3,764,461
特別利益		
投資有価証券売却益	112,908	
固定資産売却益	81,866	194,774
特別損失		
減損損失	133,012	133,012
税引前当期純利益		3,826,223
法人税、住民税及び事業税	1,155,000	
法人税等調整額	△45,039	1,109,960
当期純利益		2,716,262

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

2023年4月1日から
2024年3月31日まで
(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,350,704	1,273,431	4,942	1,278,373
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
建物圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,350,704	1,273,431	4,942	1,278,373

	株主資本					
	利益剰余金					
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
土地圧縮積立金		建物圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	587,676	386,777	30,424	49,000,000	16,211,572	66,216,451
当期変動額						
剰余金の配当					△1,044,270	△1,044,270
当期純利益					2,716,262	2,716,262
建物圧縮積立金の取崩			△2,435		2,435	—
別途積立金の積立				1,000,000	△1,000,000	—
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	△2,435	1,000,000	674,427	1,671,991
当期末残高	587,676	386,777	27,989	50,000,000	16,886,000	67,888,443

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,415,690	67,429,840	7,750,673	7,750,673	75,180,514
当期変動額					
剰余金の配当		△1,044,270			△1,044,270
当期純利益		2,716,262			2,716,262
建物圧縮積立金の取崩		—			—
別途積立金の積立		—			—
自己株式の取得	△308	△308			△308
自己株式の処分	76,584	76,584			76,584
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			5,581,896	5,581,896	5,581,896
当期変動額合計	76,276	1,748,268	5,581,896	5,581,896	7,330,164
当期末残高	△2,339,413	69,178,109	13,332,570	13,332,570	82,510,679

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

名港海運株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 時々輪 彰 久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岸 田 好 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、名港海運株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名港海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

名港海運株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 時々輪 彰 久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岸 田 好 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名港海運株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

名港海運株式会社 監査役会

常勤監査役 秋 田 高 一 ㊟

社外監査役 大 杉 誠 ㊟

社外監査役 宮 崎 一 彦 ㊟

社外監査役 徳 岡 重 信 ㊟

以 上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会開催月	毎年6月（基準日 毎年3月31日）
期末配当基準日	毎年3月31日
中間配当基準日	毎年9月30日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	〒460-8685 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先 （電話照会先）	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 0120-782-031（フリーダイヤル） 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の全国本支店で行っております。
単元株式数	100株
公告の方法	電子公告（ https://www.meiko-trans.co.jp ） ※ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告を行うことができない場合は、中部経済新聞に掲載いたします。
上場金融商品取引所	名古屋証券取引所メイン市場

住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

配当金計算書について

配当金支払いの際送付している「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付書類としてご使用いただくことができます。ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いします。なお、配当金領収証にて配当金をお受取りの株主様につきましても、配当支払いの都度「配当金計算書」を同封させていただいております。

※確定申告をなされる株主様は、大切に保管ください。

株主優待制度の新設

当社株式への投資魅力を高め、今後もより多くの方々に中長期に当社株式を保有していただくことを目的として、株主優待制度の新設を決定いたしました。

初年度は、2024年3月末日現在に300株以上を保有されている株主様が対象となり、「株主優待のご案内」を2024年6月上旬に郵送しております。

■ 優待内容

保有株式数・保有期間により優待ポイントを贈呈し、優待ポイント数に応じて、優待品の中からお選びいただけます。

また、当社事業の主要エリアである名古屋港または愛知県に關係する商品を中心に選定することで地域社会へ貢献してまいります。

指名・報酬諮問委員会の設置

取締役等の指名および報酬等に関する方針および手続きの公平性・独立性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的に、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を2024年2月9日に設置いたしました。

取締役会の諮問に応じて、取締役および執行役員の名指・報酬に関する重要事項について審議し、取締役会に対して報告または答申を行います。

取締役会の決議によって選定された3名の取締役に構成され、その過半数は独立社外取締役となっております。

優待品一例

1,000
ポイント



名古屋港水族館入館券



名古屋港環境振興基金への寄付



カゴメ ジュース



名古屋麺セット

3,000
ポイント



カクキュー 赤だし味噌



名古屋コーチン鶏鍋セット

4,000
ポイント



鰻のひつまぶしセット



愛知県産ミネアサヒ

2,000
ポイント



両口屋是清 焼菓子セット



スジャータめいらく ザクロ100%

6,000
ポイント



秀麗豚ハムづくし



ノリタケ カップ&ソーサー

上記写真はイメージであり、実物と異なる場合があります

株主総会 会場のご案内

日時 2024年6月26日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時15分)

会場 名古屋市港区入船二丁目4番6号 当社2階会議室



交通の
ご案内

名古屋市営地下鉄・名港線

名古屋港駅

3番出口



徒歩約2分

会場

※当日は会場の駐車場の混雑が予想されますので、公共の交通機関をご利用ください。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/9357/>



UD
FONT

見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

